

広島市域の社会福祉法人が連帯して取り組む 新たな地域貢献事業 提 案 書

社会福祉法人で働く職員用

前 文

広島市域の社会福祉法人は、さまざまな社会福祉事業等を実施しています。

そもそも広島市域の社会福祉法人は、戦中・戦後の混乱・困窮期から、原爆孤児の救済や身寄りのない高齢者、家庭で養育しがたい児童や障害のある方々の生活を支援し福祉を高めることを目的として、創始者が私財をなげうって設立された法人が多く、爾来、社会の要請に応じ、さまざまな社会福祉事業、公益事業、地域貢献の取り組みを展開してきました。

さらに私たち広島市域の社会福祉法人は、平成22年度から「社会貢献、地域貢献」をテーマとした学習を「広島市社会福祉施設・施設長研修」の場において継続して行ってきました。

このような中、社会福祉法人施設等が拠出しあい、生活困窮者支援を行う先駆的な取り組みが全国各地に広がるとともに、社会福祉法人制度改正が国において進められることを受けて、広島市域の社会福祉法人も、より一層地域のニーズに沿った地域貢献の取り組みを広げていきたいと考えました。

そこで、社会福祉協議会も含めた、高齢・保育・障害・児童、計5分野の広島市域の社会福祉法人が、社会福祉法人の本旨に則り、それぞれの専門分野の枠を超えて、連帯して取り組むにふさわしい地域貢献事業について、具体的にテーマや内容、実施のための経費や体制について検討する委員会を、私たちの意思で立ち上げました。その検討結果を平成29年3月に「提案書」としてまとめました。

以下、共通して取り組みたいテーマに、より多くの社会福祉法人が取り組む、あるいは社会福祉法人同士が分野を超えて一緒に取り組む、そんな「連帯」した取り組みをすすめていきます。

平成30年4月 社会福祉法人広島市社会福祉協議会 福祉施設部会 地域貢献推進委員会

連 帯 宣 言

- 1 広島市域の社会福祉法人は、各法人の理念に則り、地域のニーズに応じた地域貢献の取り組みを、すでに個々に取り組んでいます。各々の社会福祉法人は、今後もこのことを基本・前提としてすすめます。
- 2 さらに広島市域の社会福祉法人は、改正社会福祉法に規定されている「社会福祉法人の地域における公益的な取組」(※1)や「地域公益事業」も視野に入れながら、次に提案している「連帯して取り組みたい地域貢献の取り組みの共通テーマ」に、積極的に取り組みます。
- 3 これらの取り組みにより、社会福祉法人が市民の福祉を高める上で“頼りになる存在”であることを市民に知らせるため、各法人のホームページにおいて情報発信するなど、広報活動に積極的に取り組みます。また相互にホームページをリンクさせるなど、市民にわかりやすい情報発信を行います。

連帯した取り組みを実践していくために

1 各社会福祉法人に、「地域貢献推進担当者」を配置し、表示します。

※担当者は、可能であれば施設単位に、リーダーシップを発揮していただく施設長と、現場の状況をよく把握されている職員の2名を配置いただくようお願いしています。

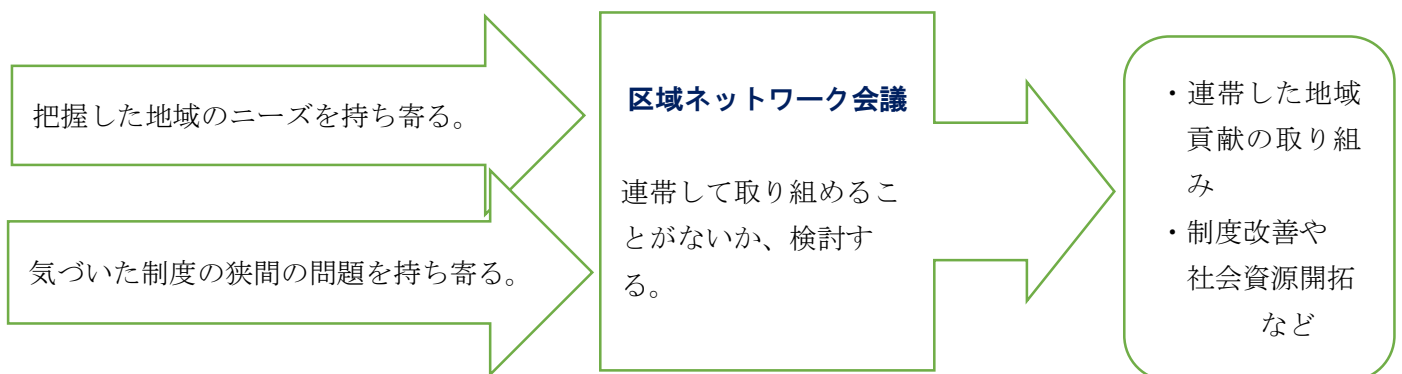
2 「地域貢献推進担当者」は、平素から「地域のニーズ」や、多様な持ち場の職員から「気づき」をキャッチする仕組みをつくっておきます。

※各社会福祉法人職員への意識啓発が必要です。

3 区ごと、あるいは日常生活圏域ごとにおいて、分野横断的なネットワークをつくる会合「ネットワーク会議」を開催していきます。

※地域貢献推進担当者が「ネットワーク会議」に参加し、把握した「気づき」を発題していきます。

※高齢・保育・障害・児童・地域（社協）の分野を超えて、社会福祉法人で働く職員がいろいろな「気づき」を持ち寄り、相談し合えるネットワークづくりです。



社会福祉法人が協働する意義（全国経営者協議会資料から抜粋）

- ①潜在的なニーズを把握することができる。
- ②複合する課題への対応が可能。
- ③多様な強みを活かすことができる。
- ④活用できる資源（専門職、設備等）がひろがる。
- ⑤協働により新たな社会資源を開発できる。
- ⑥小規模法人の場合、協働により、より大きな力を発揮できる。
- ⑦社会的な訴求効果が大きくなる。

●社会福祉法人による地域貢献の取り組みは、「自分たちの仕事が社会的価値のある仕事である。」との職員の気づき・自覚を高め、人材育成にもつながります。

連帯して取り組みたい地域貢献の取り組み（共通テーマ）

●主語はすべて「わたしたち社会福祉法人は・・・」です。

1 生活困窮者への就労支援と生活支援

見逃さないぞ！生活困窮 ～生活再建を願う広島市民を応援する「社会福祉法人」～

（1）就労支援

仕事に就いていない中高年者が、広島市内にも沢山存在します。「8050問題」（※2）とも呼ばれています。また、非正規雇用で働く層は全年代に渡り、安定した収入が得られていない市民からの相談が、生活困窮者自立相談支援機関である「広島市くらしサポートセンター」に相次いで寄せられています。人は、就職活動がうまくいかない状態が続くと自信を喪失し、自己有用感が低下していきます。就労への不安をなくし、職種の幅を広げて就職しやすくするためには、仕事体験・職場体験が有効です。

そこで

生活困窮者の「就労訓練事業所」として認定を受け、積極的に受入れを行います。仕事に就く支援を行うことにより、生活困窮者の経済的安定、及び自己有用感の向上を目指します。

（2）生活支援

また、「広島市くらしサポートセンター」の相談実績から、公的貸付制度のネットから漏れる人たちや、緊急にお金の支援が必要な人たちの存在がわかってきました。社協では「緊急一時食品提供事業」を実施していますが、それだけでは救済できない事例が多く存在します。すでに多くの都市で、生活資金の緊急支援（現物給付又は貸付等）が行われています。

そこで

広島市域でも、緊急に必要な生活資金を支援（現物給付）する仕組みをつくり、生活再建・貧困からの脱却を図る支援策を強化します。

平成29年11月から「生活困窮者生活再建サポート事業」を立ち上げました。広島市社会福祉協議会及び賛同社会福祉法人からの拠出金（賛助会費）で運営し、すでに多くの生活困窮者の生活再建支援を行っています。

●支援の対象は、広島市内に住所又は居所のある「広島市くらしサポートセンター」による相談支援世帯で、緊迫した状態にあるにも関わらず他の制度サービスや親族・知人による支援が受けられない人であり、サポート事業による支援によって、生活再建や自立への意欲喚起や効果が期待できる人です。（生活保護世帯は対象としていません。）

【サポート事業は、生活困窮者の生活再建に貢献しています！】

- ◇電気代が払えて寒さをしのげた！
- ◇生きる意欲づくりにつながった！
- ◇携帯電話を継続して使えるようになり、仕事に就くことができた！

2 子どもの貧困対策

朝ごはんを食べてこない、一人ぼっちで食事をする、給食のない期間は食事が不十分、食べてはいるが内容が不十分、といった実態が広島市内にもあります。また、家庭や学校に居場所を見出せない青少年もいます。子どもの貧困は外からは見えにくく、見過ごされがちです。そして、経済的貧困だけでなく、関係性の貧困、つまり「孤立」にも目を向ける必要があります。

身近な地域の中に、家庭でもない、学校でもない、第三の居場所があっても良いのではないのでしょうか。

そこで

子どもが参加しやすい「居場所」づくり、「学習支援」の場づくりなどに取り組みます。その中で、ボランティアの協力を得て、子どもや親に食事を提供していくことも検討します。「こども食堂」は、孤食をなくし、地域での斜めの関係（親でも先生でもない、大人をはじめ、多世代の関係）をつくっていくことにつながります。

3 福祉理解の促進と福祉を担う人材育成（福祉教育）

福祉や介護の現場では、人材が不足しています。

学校教育の中で、障がいのある人や高齢者、子育てへの理解を深め、その支援を専門的に行っている福祉施設等への関心を深める学習や体験を積極的にすすめてほしい、と願っています。

このような学びは、将来の介護・福祉人材確保の一步につながるとともに、子どもたちの成長に大きく貢献するものと考えます。

そこで

中学生等の「職場体験学習」を積極的に受け入れ、人材育成・福祉教育に貢献します。施設を活動や学びの場とするボランティアの受入れ、育成、活動の需給調整に取り組みます。

社協は

施設を学びの場とする福祉教育（体験！発見！！ほっとけん！！ やさしさ発見プログラム）の推進を、積極的に行います。

ボランティアコーディネートのスキルを向上させるための研修などを、引き続き実施します。

4 災害支援

社会福祉施設には、災害支援に関するさまざまな期待の声が寄せられています。

施設自身も、「自施設の利用者を助けてほしい」というニーズがあります。

そこで

地元自主防災会と「災害時相互応援協定」を結んで災害時に備えます。災害時に備えるため、平素から防災訓練、顔の見える関係づくりに取り組みます。

さらに

災害時の一時避難場所となるなど、地域に貢献します。

「警報が出たらうちの施設へどうぞ」というスタンスです。
災害時の備蓄品（粉ミルク、紙おむつ、アレルギー対応食品など）を提供します。

また

「福祉避難所」としての協定締結を進めます。

5 施設の機能や場所の提供

地域から期待の声が寄せられています。

そこで

「施設の社会化」とも位置づけ、地域との交流行事の実施や、施設の持つ専門機能や場所の提供を積極的に行います。

このことを通じて、地域の人が入りやすい施設とし、地域の「困った」を知り、課題解決にも取り組めます。

6 制度の狭間、対応機関の狭間の問題の把握・発信・対応

「広島市くらしサポートセンター」ができたことで、困っている人を把握しやすくなりました。既存制度に該当しない場合でも、『ではどうしたらよいか』を一緒に考えることができるようになりました。しかしまだ、制度の狭間の問題、一つの機関だけでは対応が困難な課題は山積しています。このような狭間の課題があるからこそ、みんなが協力しあって解決に結びつける必要があります。それぞれの現場でも、日頃から気になる世帯があり、たくさんの気づきがあるのではないのでしょうか・・・

そこで

日常生活圏域で、多分野の職員がいろいろな「気づき」を持ち寄り、相談し合えるネットワークをつくっていきます。

そうすることで、今後取り組むべき地域課題を明らかにし、対応方法を検討していくことができます。

社会福祉法人で働く、一人ひとりの職員が、制度サービスの枠（限界）や自分の仕事の枠（限界）を一步超えて気づき、考え、行動することで、救える（解決に結びつく）課題・人はたくさんあるような気がします。また、そういう行動をすることが、職員のモチベーションアップにつながります。

気づいた人が実践者

どの分野で働いていても、どの職種で働いていても、社会福祉法人で働く職員は、皆、「福祉」の仕事をしています。職員一人ひとりの気づきを行動にすることが、世直しにつながります。

社会福祉の現場で、職員の気づきはいろいろ。

●社会福祉法人施設に寄せられている地域からの期待、ニーズに、職員は気がついていきます！

- ・ 土日も職員がいるので、何かあると安心。相談できる！
- ・ 若い職員がいるので、地域の祭りに参加してもらえてうれしい。
- ・ 施設の部屋を地域の活動に貸してほしい。 など

●既存の社会福祉制度・サービスの範囲内では課題解決ができない「制度の狭間」や、複合的課題を抱える世帯の問題を見逃さない職員が、社会福祉法人にはいます！

保育園での気づき

- ・ 親が病気になったらしい
- ・ 親が失業したようだ
- ・ 気になる子どもがいる

社会福祉協議会での気づき

- ・ 多様な相談を受けています！
- ・ 町内会・自治会や地区社会福祉協議会、ボランティア、当事者団体、NPO等民間団体等、さまざまな活動主体の人達と地域づくりをすすめる中からの気づきがあります。

障害者施設や障害者相談支援事業所での気づき

- ・ 親が病気になったらしい
- ・ 知人に搾取されているようだ
- ・ 仕事が長続きしない

高齢者施設や地域包括支援センターでの気づき

- ・ 失業した子と同居するようになってデイサービスを休みだした。
- ・ 障害のある家族と同居している
- ・ 食事を十分にとっていないようだ

児童福祉施設での気づき

- ・ 施設を退所した青年が失業して困っている
- ・ 離婚が成立していない世帯から相談を受けている

気づいた人がつなぐ

「広島市くらしサポートセンター」へご相談ください。一緒に取り組みましょう！

平成30年4月から、各区社会福祉協議会内に

「くらサポ」ができます。

「くらサポ」では、まずはしっかりお困りごとを受け止め、生活再建に向けた支援の方向性を一緒に定めます。様々な就労支援や家計相談、求職中の家賃支援、子どもの学習支援、住む家のない人のための緊急一時保護、緊急の食品支援や経済的支援（生活再建サポート事業）などの支援ができます。

「地域貢献推進担当者」へ相談

分野横断的な区別「ネットワーク会議」で発題、問題提起。

↓
障害分野で困っていることに高齢分野が協力したり、他の分野の人達と相談し合うことで、いいアイデアが生まれたり、協力しあえることがあるのでは？

連携

さらに、
社会福祉施設連絡会を通じて、国や広島市へ改善要望を出すこともできます。

広島市くらしサポートセンターの相談事例から、制度の狭間への気づき、取り組み事例

<p>制度の狭間等への気づき</p> <p>※課題の多様化・複合化により既存のサービスだけでは解決できない課題など</p>	<p>どう取り組んだか。</p> <p>※手をこまねくのではなく、制度を駆使して課題解決を図ることが肝心</p>
<p>義務教育を不登校のままで卒業し、どこにも行き場、所属がないまま暮らしていた少年。たまたま相談が寄せられたから関わられたが、他にもこのような青少年は存在するのではないだろうか。</p>	<p>まず就労準備支援事業を利用し、定期的に出かける場をつくり、規則正しい生活のリズムをつけることや人とのコミュニケーションを図ることにした。在学中からの相談であれば、学習支援会への参加を促すことができる。</p>
<p>虐待を受けているため自宅に戻れない青年。</p> <p>高齢者虐待の場合は、行政の対応チームも明確で、高齢者施設へのショートステイや養護老人ホームへの措置入所がなされるなど、システムができあがっているが、障害者の場合は、その都度引き受け施設を探すところから始めなければならない、右往左往している。</p>	<p>一時生活支援事業（シェルター）は空きがなく、入院は要件に該当しなかったため、障害者支援施設で一時的に受け入れていただき、その後は救護施設への入所となった。</p> <p>その後、施設連絡協議会として市長・議長要望項目に上げ、平成30年度からはあらかじめ受け入れ施設（ショートステイ）を決めておくよう改めてもらうことになった。</p>
<p>離婚が成立していない母子等で、実家も頼れず住むところがない。</p> <p>母子生活支援施設の入居を本人が希望しても、学校や行政の賛同が得られず措置されない。</p> <p>DV に認定されても婦人保護施設は生活上の制約が多すぎて本人が入所を希望しない、</p> <p>DV との認定がされず入所措置とならない・・・</p>	<p>生活困窮者への一時生活支援事業（シェルター）を利用し、その間に就労開始や生活保護申請を行った。学校は遠距離通学となったが、本人達の希望を伝え、学校の了解を得た。</p> <p>施設連絡協議会として、入所要件の緩和化を市長・議長要望項目に上げている。</p>
<p>高齢者世帯に無職の中高齢者が同居している。</p> <p>いわゆる8050問題。</p> <p>生活費が不足し、デイサービスの利用を控える高齢者もいるとのこと。</p>	<p>「これではいけない」と気づいた本人・家族から相談が入っている。相談機関に結びつきさえすれば、就労支援などの支援が可能。</p>
<p>経済的虐待（生活費をもらえない）を受けている高齢者や女性が多い。</p>	<p>緊急一時食品提供事業により食品提供。</p> <p>緊急避難として、シェルター利用を行い、その後の暮らし方を一緒に考えて支援している。</p>
<p>求職活動や通勤をしようにも、手持ち金、準備金がない。</p> <p>電気・ガス・水道が止まった。携帯電話が使えない。</p>	<p>生活再建サポート事業で緊急事態脱出。意欲喚起。</p> <p>※平成29年11月の事業開始から平成30年3月までに12名を支援。</p>
<p>引きこもり生活が長く、足が変形して歩けなくなっていた青年。</p>	<p>根気良く訪問し、信頼関係を築き外出意欲を喚起した。</p> <p>リハビリ通院、作業所等への通所ができるまでになった。</p>
<p>体調を崩し退職。次のステップへの意欲が作り出せず引きこもり状態に。社会保障制度への知識も不足。家賃滞納等発生。</p>	<p>住居確保給付金で家賃を支援し、その間に就職活動を実施。生活再建サポート事業も利用し、滞納分をリセットしたことで次への意欲を喚起でき、就職できた。</p>
<p>住まいがなくなり野宿を余儀なくされる高齢者が相次ぐ。まず身を寄せる場所を確保したいが、一時生活支援事業（シェルター）の空きがない。病院も受診したい。</p>	<p>社会福祉法人や民間団体に緊急受け入れを依頼し、何とか確保。無料低額診療やホームレス診療支援事業も活用。制度の拡充、居住支援の促進を切望している。</p>

活動のヒント

○「戸坂地域づくり協議会」による「らくらく広場」

複数の社会福祉法人職員と地元大学、地区社会福祉協議会が一緒になって、子どもたちの居場所づくりや四世代交流を行っています！

○家族の負担をなくして、重度障害児者に1回でも多く入浴を！

障害者相談支援事業所の気づきから、機械浴のある特別養護老人ホームに、ヘルパーと看護師を派遣して入浴を実施するというモデル事業を実施した県があります。既存の制度では自宅にしか訪問できませんが、利用者との契約に基づき自宅外の施設へ派遣することにしました。

○高齢者施設の空きスペースを、子どもたちのフリースペース（子どもの学習支援や子ども食堂の場、夜の居場所など）として活用しているところもあります。

○児童養護施設の子どもたち、退所した青年たちに、何かできないかと考える大人たちが増えています。

○広島市社会福祉協議会では、「くらサポ」相談から気づいた制度の挟間問題に取り組んでいます。（7頁参照）

※1：社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

（社援基発 0123 第1号 平成30年1月23日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）

平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法第24条第2項の規定に基づき、「地域における公益的な取組」の実施は、平成28年4月から、社会福祉法人の責務として位置づけられました。社会福祉法人は、これまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取り組み」の実践を通じて、今求められている「地域共生社会」の実現に貢献していくことが期待されています。「地域における公益的な取り組み」の要件は次の3つですが、各法人の自主性、創意工夫により取り組むことが期待されています。

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

※地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点から、地域住民の参加や協働を得て行われる行事や環境美化活動、防犯活動、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取り組みなども、要件に該当します。

② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること

※地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点から、現に支援を必要とする者のみならず、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援や、ボランティア育成など間接的にこれらの人を支援する取り組みも含む。

③ 無料又は低額な料金で提供されること

※全額公費負担がある取組でも、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、要件に該当する。

○複数の法人で連携して取り組むことも差し支えないとされています。

※2 8050問題

80歳代の親が、失業やひきこもり、障害等を起因として、自身の収入のない50歳代の中高齢者と同居し面倒を見ている世帯が増えています。預貯金や親の年金に頼った生活はいずれ経済的困窮を招くこと、長期間の不就労により就労が困難になること、親亡き後の子の生活をどう継続していくかという問題、そして何より、孤立の問題が大きい。

発行：社会福祉法人広島市社会福祉協議会

〒732-0822 広島市南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま 6階・広島市総合福祉センター内

電話 082-264-6404（地域福祉推進課 事業係） FAX 082-264-6413

Eメール jigyou@shakyohiroshima-city.or.jp

発行：平成30年4月